

外国法人の法人税申告には 別表1の3をご使用ください

外国法人の法人税申告書様式が大きく変わりました。

平成26年度税制改正において国際課税原則の帰属主義が導入されたことにより、外国法人は、平成28年4月1日以後開始する事業年度の法人税申告の際には「別表1の3」の様式を使用することとなりました。

従前の「別表1(1)」の様式による提出は誤りとなりますのでご注意ください。

別表1(1)

別表1の3

ご不明な点は、各税局・税務署の所管部門までお問い合わせください。

裏面の記載上のご注意もご確認をお願いいたします。

【記載上のご注意】

- ① 「恒久的施設の有無及びその種類」欄が新設されました。
 恒久的施設の「有」又は「無」のどちらかに○を記載し、恒久的施設が「有」の場合は、「支店」「建設作業場等」「代理人」のいずれかに○を記載してください。

② 所得金額は、「恒久的施設帰属所得」と「その他の国内源泉所得」に分け、「恒久的施設帰属所得に係る所得の金額に係る法人税額」を左側の欄1から11で、「その他の国内源泉所得に係る所得の金額に係る法人税額」を右側の欄12から22で計算してください。